

## 東広島市農業委員会令和4年9月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月29日(木) 午前10時00分から10時47分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
9	大月みどり	10	岡本義則	12	荒谷義憲
13	住井正美	15	原茂正	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	23	古川みどり
24	土井浩文				

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	8	古本啓之	11	黒川克輝
22	高尾昭臣				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 清水 壽昭 委員 4番 窪田 恒治 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 31 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 32 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について  
報告第 33 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより9月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数23人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議が成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番清水委員さん、4番窪田委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年9月29日、1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、令和4年9月29日、1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>私から、総会議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、所有権の移転に係るもので、件数は5件、面積は13,862.0㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、10月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課からの説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	<p>&lt; 崎里主査、退室 &gt;</p>
議 長	<p>次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊 田 主 任	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第50号についてご説明いたします。</p> <p>今月は7件の申請がありました。内訳は4ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>113-1でございます。</p> <p>公用廃止のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機</p>

豊田主任	<p>具も保有されております。</p> <p>続いて、114-2でございます。</p> <p>贈与のため、既に耕作中の申請地を含めて所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、115-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、116-4でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、117-5でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、118-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、119-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、7件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は農振農用地から除外見込みであり、都市計画法による開発許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>次に、申請番号33-2は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>申請地は、●●の南約300mに位置する農用区域内の農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。現在、管理があまり行き届いていない農地に市内からの建設残土を搬入し、畑に改良してブルーベリーを栽培するため、一時転用許可申請をされたものでございます。申請地は、農業振興地域整備計画における農用区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものとして、農用区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、農振農用地及び第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月分はこの2件を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
住 井 委 員	13番住井です。33-2で、写真を見るのに埋めてからブルーベリーを植えるやあいけんのん、これで。一段高いように見えるんじやが、どう、現地を見とるんじやろ。埋め土をしたらほかの田へ迷惑かかるんじやなあん、これ。
荒 谷 委 員	あぜの高さまでやるんじやないんか。
住 井 委 員	あぜの高さというて、あぜをめぐりゃあ済むことじゃろ、これ。客土する必要ある、これ。
荒 谷 委 員	ほうよのう。
住 井 委 員	よそのことじゃけん。
荒 谷 委 員	高うなるよのう。
住 井 委 員	今でも一段高かろう。
吉 高 委 員	大きな鉢に植えてるっていうのが結構ありますよね。ごめんなさい、16番吉高です。
議 長	ちょっと今、住井委員さんから言うて、事務局のほうで回答する。
住 井 委 員	回答はないん。
大 下 局 長 補 佐	<p>現地を見ましたけども、ちょっと分かりづらいんですが、土を入れるということで、端のほうはのり面を設けて崩れたりしないようにということで出てはおりますし、ちょっと写真では分かりづらいんですが、若干低くて、ここはちょっと面なんですが、こっちのほうが高い状況です。ここはちょっとこっちのほうが高い、ここに道路がありまして、この方の所有なんですけども、周辺の農地に営農条件に支障が生じないようにしますというような計画では、一応出ております。</p>
議 長	よろしいですか、住井委員さん。
住 井 委 員	はいはい。
議 長	吉高委員さん、どうぞ。
吉 高 委 員	いや、いいであれば。
住 井 委 員	いやいや、ようなあんじやが、これ雨が降ったら下へ落ちるで、これ。もうちいと見るときに指導をしたほうがええんじやなあん、こんぎゃあなことしようたら。
吉 高 委 員	テレビでブルーベリーの畑を見るのには、大きな鉢に……。
議 長	ちょっと聞こえんんですが。
吉 高 委 員	<p>ごめんなさい。テレビで見る場合、大きな鉢に植えて置いてあるっていうのが結構見ますよね。だから、私はここが今担当地区なんですけど、そういう形でされるんかなってことで見たんですけど。</p> <p>ただ、言われるように土を盛るとその水がっていうふうな、排水関係はどうなるんかというところまではちょっと頭が回らなかった感じですので。</p> <p>以上です。</p>
住 井 委 員	いいです。

議 長	ほかにはないですね。
住 井 委 員	やりたい放題じゃの。要りゃあへんわ、これ。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	全員賛成ですので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和 田 主 査	総会議案の7ページをご覧ください。 議案第52号について説明いたします。 初めに、議案の差し替えをお願いいたします。 本日お配りした1枚の資料で、ページ番号9、10、と両面印刷されているものをご覧ください。 次に、総会議案の9から11ページをご覧ください。 議案番号133-6、134-7、135-8及び11ページの140-13について、昨日申請人より申請の取下げがございましたので、議案より削除させていただきました。資料の差し替えをお願いいたします。つきましては、今月の申請は10件となります。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、128-1について説明します。 残土処分場への一時転用事案です。 申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、一般貨物自動車運送事業及び建築工事業等を営む会社です。この度、近隣の宅地造成工事に伴い、切土により生じた残土を本申請地に搬入することとし、令和4年10月31日まで残土処分場として一時転用しようとするものです。現況でございますが、農地法の許可を得ることなく、令和3年12月頃から残土を入れており、農地への復元もほぼ完了している状態で、完了後は果樹を植樹し、管理される予定でございます。着工後の申請となったことから始末書を添付され、農地転用の手続を申請されております。 続いて、129-2について説明します。 共同住宅及び駐車場への転用事案です。 申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、総合建築業を営む会社です。この度近隣の大学へ通う学生向けのアパートを建築するため、申請地を転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出されております。 続いて、130-3について説明します。 資材置場及び駐車場への転用事案です。 申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事の設計、施工及び産業廃棄物の運搬、収集業務を営む会社です。この度、事業拡大に伴い新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。 続いて、131-4について説明します。 資材置場及び駐車場への転用事案です。 申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事の設計、施工を営む会社です。この度、●●の工事受注が増加し、新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。 続いて、132-5について説明します。 残土処分場への一時転用事案です。

和田主査

受人は、●●に本店を置き、建設残土の運搬及び処理を行う会社です。本件は、令和3年7月16日付で許可となった案件について、事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、この度事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。

申請地は、既存の処分場と併せて令和7年5月20日まで一時転用しようとするものです。なお、転用後はのり面部分となる場所を除き、牧草地として復元する計画です。申請地は、●●の南西に位置し、●●地区として実施された農業公社牧場設置事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出されております。

続いて、133-6について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、134-7について説明します。

駐車場及び資材置場への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。

受人は、●●に本店を置き、機械部品の製造、加工、販売業を営む会社です。現在、事業所の敷地内に資材及び従業員駐車場を置いておりますが、業務拡大により手狭となり、代表者の母の所有する本申請地に新たに駐車場及び資材置場を設置するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、135-8について説明します。

ドッグランへの転用事案です。

申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。

受人は、●●に居住されています。本案件は、令和4年6月29日付でドッグランとして許可を得た土地の隣接地で、1筆の中に貯水槽及び厩舎を設置されていた部分について分筆整理を行い、ドッグランの一部として整備するため、転用しようとするものです。

続いて、136-9について説明します。

店舗及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。この度、事業拡大のため、支店となる店舗を建築するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出されております。

続いて、137-10について説明します。

農業用施設への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。先ほど、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」において許可されました議案番号118-6に関連いたします。受人は、申請地近隣に居住されています。この度、自宅からも近い農地を取得するに当たり、農地への用水を確保するため、用水用のため池をつくるため、本申請地を転用しようとするものです。なお、申請地については農地法の許可を得ることなく受入により既に掘削され、ため池となっております。そのため、始末書を添付され、この度の申請を提出されております。

以上、説明しました10件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、132-5、134-7を意見聴取いたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。どんなでしょうか、ありますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご意見が。 それでは、採決に入ります。 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、132-5、134-7については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、132-5から134-7については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第29号から報告第33号について、事務局の説明を求めます。
本越局長	私から資料の報告をさせていただきます。 令和4年9月総会報告事項の資料をご覧ください。 報告第29号から報告第33号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をいたしました。そのうち、私から報告第29号から報告第32号までについてご報告をさせていただきます。 1ページをご覧ください。 報告第29号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第30号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページから6ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は11件を受理いたしました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。 7ページをご覧ください。 報告第31号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 8ページから10ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。 11ページをご覧ください。 報告第32号「農地転用届出の受理について」でございます。 12ページをご覧ください。 農地改良届は、今月分は2件の届出で受理いたしました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
定 井 局 長 補 佐	それでは、私からは報告第33号についてご説明申し上げます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の13ページからになります。



定 井 局 長 補 佐	これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、福富町上戸野の農地につきまして、14ページの下に掲載しておりますように、田10筆を非農地として判断するものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	日程5のその他に入ります。 何かございませんか。
	< なし >
議 長	ないようでしたら、委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、大月会長職務代理者から次の総会について報告をお願いいたします。
大 月 会 長 職 務 代 理 者	失礼いたします。次回10月総会は、10月31日月曜日午後2時ゼロ分から、市役所本館3階この会場、303で予定しております。ご出席のほどよろしくをお願いいたします。開催時間が午後2時からとなっておりますので、間違いのないようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 以上で9月総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 3番 清水 壽昭 委員 4番 窪田 恒治 委員